

令和5年度横浜市補正予算について

(令和5年度2月)

横浜市報第160号 別冊

目 次

令和5年度	横浜市一般会計補正予算(第5号)	…	1
令和5年度	横浜市国民健康保険事業費会計補正予算(第1号)	…	17
令和5年度	横浜市介護保険事業費会計補正予算(第1号)	…	21
令和5年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算(第1号)	…	25
令和5年度	横浜市港湾整備事業費会計補正予算(第1号)	…	29
令和5年度	横浜市中央卸売市場費会計補正予算(第3号)	…	35
令和5年度	横浜市中央と畜場費会計補正予算(第1号)	…	39
令和5年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算(第1号)	…	43
令和5年度	横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算(第1号)	…	47
令和5年度	横浜市市街地開発事業費会計補正予算(第2号)	…	51
令和5年度	横浜市新墓園事業費会計補正予算(第1号)	…	57
令和5年度	横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算(第1号)	…	63
令和5年度	横浜市公共事業用地費会計補正予算(第1号)	…	67
令和5年度	横浜市市債金会計補正予算(第1号)	…	71
令和5年度	横浜市下水道事業会計補正予算(第1号)	…	75
令和5年度	横浜市埋立事業会計補正予算(第1号)	…	77
令和5年度	横浜市水道事業会計補正予算(第1号)	…	79
令和5年度	横浜市自動車事業会計補正予算(第1号)	…	81
令和5年度	横浜市高速鉄道事業会計補正予算(第1号)	…	83
令和5年度	横浜市病院事業会計補正予算(第1号)	…	85

令和5年度横浜市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度横浜市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,399,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,006,829,341 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		861,889,000 ^{千円}	21,267,000 ^{千円}	883,156,000 ^{千円}
	1 市 民 税	464,918,000	16,109,000	481,027,000
	2 固 定 資 産 税	289,906,000	3,264,000	293,170,000
	3 軽自動車税	3,479,000	22,000	3,501,000
	4 市たばこ税	21,875,000	1,441,000	23,316,000
	6 事業所税	18,737,000	374,000	19,111,000
	7 都市計画税	62,911,000	57,000	62,968,000
3 利子割交付金		346,000	△ 121,000	225,000
	1 利子割交付金	346,000	△ 121,000	225,000
4 配当割交付金		6,006,000	△ 693,000	5,313,000
	1 配当割交付金	6,006,000	△ 693,000	5,313,000
5 株式等譲渡所得割交付金		4,214,000	1,126,000	5,340,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,214,000	1,126,000	5,340,000
7 法人事業税金		9,539,000	378,000	9,917,000
	1 法人事業税金	9,539,000	378,000	9,917,000
8 地方消費税		91,106,000	△ 3,319,000	87,787,000
	1 地方消費税	91,106,000	△ 3,319,000	87,787,000
9 ゴルフ場利用税金		151,000	△ 1,000	150,000
	1 ゴルフ場利用税金	151,000	△ 1,000	150,000
10 環境性能割金		2,416,000	363,000	2,779,000
	1 環境性能割金	2,416,000	363,000	2,779,000

款	項	補正前の額	補正額	計
11 軽油引取税金 交 付		12,034,000 ^{千円}	110,000 ^{千円}	12,144,000 ^{千円}
	1 軽油引取税金 交 付	12,034,000	110,000	12,144,000
13 地方特例交付金		5,245,000	△ 303,289	4,941,711
	1 地方特例交付金	5,187,000	△ 303,289	4,883,711
14 地方交付税		33,000,000	8,688,292	41,688,292
	1 地方交付税	33,000,000	8,688,292	41,688,292
16 負担金及び 分 担 金		29,851,338	32,866	29,884,204
	1 負 担 金	29,851,338	32,866	29,884,204
17 使用料及び 手 数 料		49,082,427	△ 204,306	48,878,121
	1 使 用 料	38,685,279	△ 14,506	38,670,773
	2 手 数 料	10,397,148	△ 189,800	10,207,348
18 国庫支出金		454,694,017	17,907,167	472,601,184
	1 国庫負担金	313,229,952	△ 4,060,530	309,169,422
	2 国庫補助金	140,143,214	21,967,697	162,110,911
19 県支出金		116,389,009	△ 7,885,659	108,503,350
	1 県負担金	71,753,420	528,155	72,281,575
	2 県補助金	36,995,394	△ 8,362,134	28,633,260
	3 県委託金	7,640,195	△ 51,680	7,588,515
20 財産収入		12,305,695	△ 66,209	12,239,486
	1 財産運用収入	6,446,748	△ 66,209	6,380,539
21 寄 附 金		9,023,492	900,666	9,924,158
	1 寄 附 金	9,023,492	900,666	9,924,158
22 繰 入 金		37,012,344	△ 43,836	36,968,508

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 社会福祉基金 繰入金	千円 94,419	千円 2,800	千円 97,219
	13 学校施設整備 基金繰入金	169,000	△ 46,636	122,364
23 繰越金		3,353,732	4,277,319	7,631,051
	1 繰越金	3,353,732	4,277,319	7,631,051
24 諸収入		100,720,386	△ 2,307,110	98,413,276
	1 延滞金、加算金 及び過料	311,773	△ 30,092	281,681
	3 貸付金元利収入	71,691,640	△ 50,000	71,641,640
	4 収益事業収入	10,000,000	△ 1,500,000	8,500,000
	5 雑入	18,715,473	△ 727,018	17,988,455
25 市債		118,020,000	△ 706,000	117,314,000
	1 市債	118,020,000	△ 706,000	117,314,000
歳入合計		1,967,429,440	39,399,901	2,006,829,341

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		3,070,780 ^{千円}	8,188 ^{千円}	3,078,968 ^{千円}
	1 議 会 費	3,070,780	8,188	3,078,968
2 総 務 費		82,977,040	18,170,134	101,147,174
	1 政 策 費	20,545,187	4,078	20,549,265
	2 国 際 費	1,732,306	△ 19,968	1,712,338
	3 総 務 費	37,347,436	△ 993,371	36,354,065
	4 財 政 費	4,036,448	17,283,745	21,320,193
	5 税 務 費	14,742,367	1,917,118	16,659,485
	6 会 計 管 理 費	1,600,881	△ 46,899	1,553,982
	7 人 事 委 員 会 費	295,539	5,018	300,557
	8 監 査 費	425,546	4,599	430,145
	9 選 挙 費	2,251,330	15,814	2,267,144
3 市 民 費		51,308,806	330,633	51,639,439
	1 市 民 行 政 費	21,637,645	269,367	21,907,012
	2 地 域 行 政 費	29,671,161	61,266	29,732,427
4 文 化 観 光 費		18,071,245	92,917	18,164,162
	1 文 化 観 光 費	18,071,245	92,917	18,164,162
5 経 済 費		81,537,115	△ 250,142	81,286,973
	1 経 済 費	81,537,115	△ 250,142	81,286,973
6 こども青少年費		348,761,408	2,324,859	351,086,267
	1 青 少 年 費	23,281,084	359,023	23,640,107
	2 子 育 て 支 援 費	214,585,142	3,230,482	217,815,624

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 こども福祉 保 健 費	110,895,182 ^{千円}	△ 1,264,646 ^{千円}	109,630,536 ^{千円}
7 健康福祉費		459,237,949	11,154,068	470,392,017
	1 社会福祉費	85,685,578	33,640,802	119,326,380
	2 障害者福祉費	136,248,223	△ 338,419	135,909,804
	3 老人福祉費	24,734,102	△ 2,698,749	22,035,353
	4 生活援護費	134,683,647	2,994,729	137,678,376
	5 健康福祉施設 整 備 費	7,999,220	△ 3,281,658	4,717,562
	6 公衆衛生費	61,802,320	△ 18,907,212	42,895,108
	7 環境衛生費	3,720,284	△ 210,000	3,510,284
	8 医療政策費	4,364,575	△ 45,425	4,319,150
8 環境創造費		43,057,601	△ 455,082	42,602,519
	1 環境総務費	9,342,050	206,089	9,548,139
	2 総合企画費	5,844,229	△ 560,590	5,283,639
	3 環境保全費	1,112,015	△ 170,690	941,325
	4 環境活動推進費	921,346	15,109	936,455
	5 環境施設費	9,540,348	55,000	9,595,348
9 資源循環費		42,251,190	93,053	42,344,243
	1 資源循環管理費	23,255,063	236,020	23,491,083
	2 適正処理費	18,632,153	△ 137,967	18,494,186
	3 し尿処理費	363,974	△ 5,000	358,974
10 建築費		27,978,802	68,685	28,047,487
	1 建築指導費	11,846,965	468,685	12,315,650
	2 住宅費	16,131,837	△ 400,000	15,731,837

款	項	補正前の額	補正額	計
11 都市整備費		20,163,027 ^{千円}	△ 23,850 ^{千円}	20,139,177 ^{千円}
	1 都市整備費	20,163,027	△ 23,850	20,139,177
12 道路費		75,481,583	260,245	75,741,828
	1 道路維持管理費	25,901,073	254,521	26,155,594
	2 道路整備費	45,871,731	△ 744,276	45,127,455
	3 河川費	3,708,779	750,000	4,458,779
13 港湾費		11,818,589	3,788,939	15,607,528
	1 港湾管理費	7,861,007	323,939	8,184,946
	2 港湾整備費	3,957,582	3,465,000	7,422,582
14 消防費		51,701,176	157,096	51,858,272
	1 消防費	51,701,176	157,096	51,858,272
15 教育費		276,944,984	2,218,020	279,163,004
	1 教育総務費	185,345,803	1,184,203	186,530,006
	6 生涯学習費	3,955,531	△ 58,000	3,897,531
	7 学校保健体育費	25,858,717	790,703	26,649,420
	8 教育施設整備費	37,613,150	301,114	37,914,264
16 公債費		177,734,726	1,597,310	179,332,036
	1 公債費	177,523,532	1,611,697	179,135,229
	2 第三セクター等 改革推進債 公債費	211,194	△ 14,387	196,807
17 諸支出金		194,333,419	△ 135,172	194,198,247
	1 特別会計繰出金	194,333,419	△ 135,172	194,198,247
歳出合計		1,967,429,440	39,399,901	2,006,829,341

第2表 債務負担行為補正

本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
洋光台住宅擁壁改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 290,000千円	令和6年度	限度額 400,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
危機管理 施設整備費	129,000	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。	7.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	171,000	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。	7.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
スポーツ 施設整備費	757,000	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	715,000	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。
地域施設 整備費	1,573,000	は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において	は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	1,469,000	は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において	は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。
文化施設 整備費	6,781,000	は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において	は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5,979,000	は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において	は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。
児童福祉 施設整備費	1,164,000	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。	率の見直し を行った後 において	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。	578,000	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。	率の見直し を行った後 において	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。
健康福祉 施設整備費	4,778,000	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。	率の見直し を行った後 において	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。	2,820,000	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。	率の見直し を行った後 において	外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。
車両管理費	514,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	405,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
工場費	557,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	473,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
し尿処理 施設費	49,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	44,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
住環境改 善事業費	277,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	372,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
公共建築物 長寿命化 対策費	3,596,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	3,876,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
市営住宅 整備費	2,957,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	2,557,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
地域整備費	3,537,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	3,466,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
道路特別 整備費	5,975,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	5,796,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
街路整備費	5,390,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	5,557,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
道路費 負担金	4,511,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	3,903,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。
河川整備費	576,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。	903,000	は、当 該見直し後 の利率とす る。	率の見直し を行った後 において	は、当 該見直し後 の利率とす る。

第4表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	3 総務費	地域防災拠点機能強化事業	千円 2,000		千円 45,000
2 総務費	5 税務費		—	税務システム改修事業	300,000
3 市民費	1 市民行政費		—	スポーツ施設管理運営事業	29,000
3 市民費	1 市民行政費		—	横浜プールセンターPCB処理事業	15,000
4 文化観光費	1 文化観光費		—	観光施設維持管理事業	79,000
5 経済費	1 経済費		—	信用保証料助成等事業	147,000
6 こども青少年費	1 青少年費		—	青少年関係施設改修事業	48,000
6 こども青少年費	1 青少年費		—	児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業	4,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費	小学校建替え等に 伴う放課後キッズ クラブ整備事業	5,000		10,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	保育所等整備事業	500,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業	221,000
6 こども青少年費	3 こども福祉保健費		—	地域療育センター運営事業	53,000
6 こども青少年費	3 こども福祉保健費		—	児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業	78,000
7 健康福祉費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業	2,755,000		31,596,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
7 健康福祉費	3 老人福祉費		千円 —	介護サービス継続 支援事業	千円 1,267,000
7 健康福祉費	6 公衆衛生費		—	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	934,000
8 環境創造費	1 環境総務費		—	地籍調査事業	23,000
8 環境創造費	4 環境活動推進費		—	旧上瀬谷通信施設 農業関連事業	122,000
8 環境創造費	6 環境整備費	公園整備事業	500,000		5,461,000
8 環境創造費	6 環境整備費		—	野毛山動物園等の 魅力づくり事業	369,000
9 資源循環費	2 適正処理費		—	共同溝管理事業	4,000
10 建築費	1 建築指導費		—	急傾斜地崩壊対策 事業	95,000
10 建築費	1 建築指導費		—	公共建築物長寿命 化対策・安全対応 等推進事業	300,000
10 建築費	2 住宅費		—	市営住宅計画修 繕・入退去業務等 委託事業	97,000
10 建築費	2 住宅費		—	住宅施策推進事業	75,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	国際園芸博覧会推 進事業	68,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	神奈川東部方面線 整備事業	289,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	拠点整備促進事業	41,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	関内・関外地区活 性化推進事業	466,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
11 都市整備費	1 都市整備費		千円 —	エキサイトよこは ま22推進事業	千円 145,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	みなとみらい21関 連公共施設整備事 業	463,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	旧上瀬谷通信施設 地区周辺道路整備 事業	1,072,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	地域施設管理事業	93,000
11 都市整備費	1 都市整備費		—	地域施設管理等事 業	6,000
12 道路費	1 道路維持管理費		—	エレベーター等管 理事業	15,000
12 道路費	1 道路維持管理費		—	共同溝管理事業	28,000
12 道路費	1 道路維持管理費		—	交通安全施設補修 事業	18,000
12 道路費	1 道路維持管理費		—	緊急交通安全対策 事業	150,000
12 道路費	2 道路整備費		—	交通安全施設等整 備事業	52,000
12 道路費	2 道路整備費		—	道路特別整備事業	8,882,000
12 道路費	2 道路整備費		—	バス路線の維持・ 充実に向けた走行 環境整備事業	73,000
12 道路費	2 道路整備費		—	街路整備事業	7,329,000
12 道路費	3 河川費		—	河川・水路等維持 管理事業	57,000
12 道路費	3 河川費		—	河道等安全確保緊 急対策事業	60,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
12 道 路 費	3 河 川 費		千円 —	河川整備事業	千円 2,519,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	大さん橋ふ頭ビル 管理事業	220,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	電気関係修繕事業	44,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	建物関係修繕事業	41,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	土木関係修繕事業	197,000
13 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費		—	南本牧ふ頭改修事 業	16,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	カーボンニュート ラルポート形成事 業	247,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	本牧ふ頭再整備事 業	190,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	港湾施設における 受電施設更新事業	47,000
13 港 湾 費	2 港 湾 整 備 費		—	港湾整備費負担金	1,604,000
15 教 育 費	7 学 校 保 健 体 育 費		—	小学校等給食物資 購入事業	520,000
15 教 育 費	7 学 校 保 健 体 育 費		—	中学校給食物資購 入事業	120,000
15 教 育 費	8 教 育 施 設 整 備 費	校地整備事業	120,000		282,000
15 教 育 費	8 教 育 施 設 整 備 費	小中学校整備事業	260,000		967,000
15 教 育 費	8 教 育 施 設 整 備 費		—	特別支援学校改修 事業	2,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
15 教 育 費	8 教育施設整備費		千円 —	体育館改修事業	千円 388,000
15 教 育 費	8 教育施設整備費		—	学校営繕事業	25,000
15 教 育 費	8 教育施設整備費		—	エレベーター設置 事業	574,000
15 教 育 費	8 教育施設整備費		—	体育館空調設備設 置事業	193,000
17 諸 支 出 金	1 特別会計繰出金		—	市街地開発事業費 会計繰出金	166,000
17 諸 支 出 金	1 特別会計繰出金		—	みどり保全創造事 業費会計繰出金	20,000
設 定 額 合 計			9,733,000		75,652,000

令和5年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,905,435 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 325,925,789 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		216,819,073 ^{千円}	2,860,757 ^{千円}	219,679,830 ^{千円}
	1 保険給付費等 交 付 金	216,819,073	2,860,757	219,679,830
5 財産収入		1,052	3,453	4,505
	1 財産運用収入	1,052	3,453	4,505
6 繰入金		27,509,681	41,225	27,550,906
	1 一般会計繰入金	27,509,681	41,225	27,550,906
歳 入 合 計		323,020,354	2,905,435	325,925,789

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険費		千円 323,020,354	千円 2,905,435	千円 325,925,789
	1 総務費	5,625,644	41,225	5,666,869
	2 保険給付費	317,383,658	2,860,757	320,244,415
	3 基金積立金	1,052	3,453	4,505
歳 出 合 計		323,020,354	2,905,435	325,925,789

令和5年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の介護保険事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,955,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336,699,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		65,846,939 ^{千円}	△ 460 ^{千円}	65,846,479 ^{千円}
	1 介護保険料	65,846,939	△ 460	65,846,479
3 国庫支出金		70,965,507	4,790	70,970,297
	2 国庫補助金	16,079,921	4,790	16,084,711
5 県支出金		46,609,117	86	46,609,203
	2 県補助金	2,527,072	86	2,527,158
6 財産収入		4,472	15,436	19,908
	1 財産運用収入	4,472	15,436	19,908
7 繰入金		58,436,786	41,988	58,478,774
	1 一般会計繰入金	50,189,852	41,988	50,231,840
8 繰越金		2,076,761	7,894,153	9,970,914
	1 繰越金	2,076,761	7,894,153	9,970,914
歳入合計		328,743,275	7,955,993	336,699,268

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険事業費		328,743,275 ^{千円}	7,955,993 ^{千円}	336,699,268 ^{千円}
	1 総務費	7,079,091	41,903	7,120,994
	3 地域支援事業費	16,902,752	445	16,903,197
	4 基金積立金	148,920	7,909,589	8,058,509
	6 災害対応費	—	4,056	4,056
歳 出 合 計		328,743,275	7,955,993	336,699,268

令和5年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 112,989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,864,265 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		50,324,552 ^{千円}	55,503 ^{千円}	50,380,055 ^{千円}
	1 後期高齢者医療 保 険 料	50,324,552	55,503	50,380,055
2 繰 入 金		41,204,166	△ 241,880	40,962,286
	1 一般会計繰入金	41,204,166	△ 241,880	40,962,286
3 繰 越 金		123,433	299,366	422,799
	1 繰 越 金	123,433	299,366	422,799
歳 入 合 計		91,751,276	112,989	91,864,265

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療事業費		千円 91,751,276	千円 112,989	千円 91,864,265
	1 総務費	1,306,508	△ 83,117	1,223,391
	2 負担金	90,434,768	196,106	90,630,874
歳 出 合 計		91,751,276	112,989	91,864,265

令和5年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の港湾整備事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,218,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,334,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 4,878	千円 4,879
	1 繰越金	1	4,878	4,879
5 諸収入		14,594,261	△ 2,065,000	12,529,261
	2 雑入	12,566,469	△ 2,065,000	10,501,469
6 市債		13,503,300	△ 2,158,360	11,344,940
	1 市債	13,503,300	△ 2,158,360	11,344,940
歳入合計		29,553,107	△ 4,218,482	25,334,625

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		29,553,107 ^{千円}	△ 4,218,482 ^{千円}	25,334,625 ^{千円}
	1 管 理 費	1,421,906	4,023	1,425,929
	4 新 本 牧 ぶ 頭 整 備 費	11,124,000	△ 1,387,145	9,736,855
	6 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	7,671,300	△ 2,835,360	4,835,940
歳 出 合 計		29,553,107	△ 4,218,482	25,334,625

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新本牧ふ頭 整備負担費 金	千円 5,684,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。	7.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	千円 6,361,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。	7.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
港湾施設等 整備付 費金	7,671,300	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率とする。	4,835,940	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率とする。		
計	13,503,300				11,344,940			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港 湾 整 備 費 事 業	4 新 本 牧 ふ 頭 費 整 備	新本牧ふ頭第1期地区整備事業	千円 1,029,000
1 港 湾 整 備 費 事 業	4 新 本 牧 ふ 頭 費 整 備	新本牧ふ頭整備費負担金	1,728,000
1 港 湾 整 備 費 事 業	6 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	物流施設整備費貸付金	2,236,000
設 定 額 合 計			4,993,000

令和5年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第3号）

令和5年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,870,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		186,989 ^{千円}	4,833 ^{千円}	191,822 ^{千円}
	1 繰越金	186,989	4,833	191,822
歳入合計		5,865,425	4,833	5,870,258

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		5,865,425 ^{千円}	4,833 ^{千円}	5,870,258 ^{千円}
	1 運 営 費	2,511,752	4,833	2,516,585
歳 出 合 計		5,865,425	4,833	5,870,258

令和5年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市中心の中央と畜場費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,842 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,748,382 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 2,472,859	千円 2,842	千円 2,475,701
	1 一般会計繰入金	2,472,859	2,842	2,475,701
歳入合計		3,745,540	2,842	3,748,382

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央と畜場費		千円 3,745,540	千円 2,842	千円 3,748,382
	1 運 営 費	2,649,694	2,842	2,652,536
歳 出 合 計		3,745,540	2,842	3,748,382

令和5年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558,194千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 16,996	千円 164	千円 17,160
	1 一般会計繰入金	16,996	164	17,160
歳入合計		558,030	164	558,194

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		千円 558,030	千円 164	千円 558,194
	1 運 営 費	557,030	164	557,194
歳 出 合 計		558,030	164	558,194

令和5年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,429千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		20,640 ^{千円}	152 ^{千円}	20,792 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	10,292	152	10,444
4 繰越金		10,943	126	11,069
	1 繰越金	10,943	126	11,069
歳入合計		35,151	278	35,429

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 害 被 害 者 費 救 済 事 業 費		千円 35,151	千円 278	千円 35,429
	1 運 営 費	34,151	278	34,429
歳 出 合 計		35,151	278	35,429

令和5年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第2号）

令和5年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,760,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,544,992 ^{千円}	△ 83,000 ^{千円}	1,461,992 ^{千円}
	1 国庫補助金	1,544,992	△ 83,000	1,461,992
4 県支出金		11,012	83,000	94,012
	1 県補助金	11,012	83,000	94,012
6 繰入金		4,172,035	10,415	4,182,450
	1 一般会計繰入金	3,659,935	10,415	3,670,350
歳入合計		17,750,172	10,415	17,760,587

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市街地開発費		千円 17,750,172	千円 10,415	千円 17,760,587
	1 総務費	997,125	10,415	1,007,540
歳出合計		17,750,172	10,415	17,760,587

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
網島駅東口 周辺事業費	1,009,000	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。	7.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。	1,092,000	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。	7.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。
横浜駅きた 西口鶴屋 地区事業費	316,000	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、利 率の見 直しを 行った 後にお いて は、当 該見直 し後の 利率と する。	公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	233,000	起債の時期 は令和5会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、利 率の見 直しを 行った 後にお いて は、当 該見直 し後の 利率と する。	公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
計	11,604,000				11,604,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地開発費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	千円 333,000
1 市街地開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区土地区画整理事業	304,000
1 市街地開発費	2 事業費	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業	3,621,000
1 市街地開発費	2 事業費	東高島駅北地区土地区画整理事業	1,040,000
1 市街地開発費	2 事業費	東高島駅北地区埋立事業	325,000
設 定 額 合 計			5,623,000

令和5年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の新墓園事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,191千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手 数 料		942,654 ^{千円}	33,809 ^{千円}	976,463 ^{千円}
	1 使用料	942,489	33,809	976,298
6 市 債		444,000	△ 39,000	405,000
	1 市 債	444,000	△ 39,000	405,000
歳 入 合 計		1,425,432	△ 5,191	1,420,241

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	メモリアル グリーン事業費	79,181 ^{千円}	33,809 ^{千円}	112,990 ^{千円}
	1 事業費	79,181	33,809	112,990
3	舞岡地区 新墓園事業費	447,000	△ 39,000	408,000
	1 施設整備費	436,674	△ 39,000	397,674
歳 出 合 計		1,425,432	△ 5,191	1,420,241

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区 新整 墓備 園費	千円 444,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 405,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	444,000				405,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 舞岡地区新墓園 事業費	1 施設整備費	舞岡地区新墓園整備事業	千円 280,000
設 定 額 合 計			280,000

令和5年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,573,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		1,000 ^{千円}	130 ^{千円}	1,130 ^{千円}
	1 財産運用収入	1,000	130	1,130
歳 入 合 計		12,573,691	130	12,573,821

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 みどり保全創造 事業費		12,573,691 ^{千円}	130 ^{千円}	12,573,821 ^{千円}
	3 基金積立金	1,000	130	1,130
歳 出 合 計		12,573,691	130	12,573,821

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 1 みどり保全創造 事業費	1 1 みどり保全創造 事業費	緑地保全制度による指定の拡大・ 市による買取り事業	千円 103,000
1 1 みどり保全創造 事業費	1 1 みどり保全創造 事業費	農とふれあう場づくり事業	241,000
1 1 みどり保全創造 事業費	1 1 みどり保全創造 事業費	まちなかでの緑の創出・育成事業	104,000
1 1 みどり保全創造 事業費	2 2 みどり保全 事業費	緑地保全制度による指定の拡大・ 市による買取り事業	1,531,000
設 定 額 合 計			1,979,000

令和5年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の公共事業用地費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ429,233千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,832,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市開発資金 事業収入		1,682,423 ^{千円}	△ 731,764 ^{千円}	950,659 ^{千円}
	1 財産収入	153,286	103,720	257,006
	2 一般会計繰入金	529,137	△ 16,484	512,653
	3 市債	1,000,000	△ 819,000	181,000
3 公共用地先行 取得事業収入		1,883,575	302,531	2,186,106
	1 財産収入	1,883,574	2,565	1,886,139
	2 繰越金	1	299,966	299,967
歳入合計		6,261,252	△ 429,233	5,832,019

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市開発資金費		1,682,423 ^{千円}	△ 731,764 ^{千円}	950,659 ^{千円}
	1 都市開発資金費	1,000,000	△ 819,000	181,000
	2 公債費	682,423	87,236	769,659
3 公共用地先行取得事業費		1,883,575	302,531	2,186,106
	2 減債基金積立金	1,883,549	302,531	2,186,080
歳 出 合 計		6,261,252	△ 429,233	5,832,019

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金 事業費	1,000,000 ^{千円}	普通貸借の方法により、国から借り入れられる。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。	181,000 ^{千円}	普通貸借の方法により、国から借り入れられる。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000				181,000			

令和5年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）

令和5年度横浜市の市債金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,797,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,373,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		417,504,627 ^{千円}	1,797,378 ^{千円}	419,302,005 ^{千円}
	1 他会計繰入金	320,689,090	1,684,546	322,373,636
	2 基金繰入金	96,815,537	112,832	96,928,369
歳入合計		484,575,627	1,797,378	486,373,005

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 484,575,627	千円 1,797,378	千円 486,373,005
	1 公 債 費	458,166,237	1,811,765	459,978,002
	2 第三セクター等 改革推進債 公 債 費	26,409,390	△ 14,387	26,395,003
歳 出 合 計		484,575,627	1,797,378	486,373,005

令和5年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度横浜市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	130,463,786千円	4,073千円	130,467,859千円
第1項 営業収益	96,895,160千円	3,352千円	96,898,512千円
第2項 営業外収益	33,354,915千円	721千円	33,355,636千円
支 出			
第1款 下水道管理費	126,511,106千円	15,233千円	126,526,339千円
第1項 営業費用	121,241,059千円	15,233千円	121,256,292千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「48,349,496千円」を「48,381,504千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
支 出			
第1款 下水道事業資本的支出	121,878,568千円	32,008千円	121,910,576千円
第1項 建設改良費	61,326,614千円	32,008千円	61,358,622千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「2,210,765千円」を「2,211,486千円」に改める。

令和5年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度横浜市埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 完成土地費用	10,458,660千円	1,219千円	10,459,879千円
第1項 営業費用	9,836,364千円	1,219千円	9,837,583千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「11,290,404千円」を「11,291,529千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	17,135,668千円	1,125千円	17,136,793千円
第1項 埋立事業費	1,241,404千円	1,125千円	1,242,529千円

令和5年度横浜市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度横浜市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第5条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
西谷浄水場排水処理施設 更新工事及び運営委託 （令和5年度）	令和6年度から 令和28年度まで	3,500,000千円

令和5年度横浜市自動車事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度横浜市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条第1号の一般乗合の年間輸送人員「109,620,000人」を「112,035,000人」に、1日平均輸送人員「299,500人」を「306,100人」に変更する。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	収 入		
第1款 自動車事業収益	20,703,965千円	400,029千円	21,103,994千円
第1項 営業収益	19,536,680千円	400,029千円	19,936,709千円
	支 出		
第1款 自動車事業費	21,628,901千円	456,233千円	22,085,134千円
第1項 営業費用	20,868,214千円	456,233千円	21,324,447千円

令和5年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度横浜市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条第3号の年間輸送人員「206,169,800人」を「215,581,400人」に変更し、同条第4号の1日平均輸送人員「563,300人」を「589,000人」に変更する。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	収 入		
第1款 高速鉄道事業収益	47,725,094千円	1,610,961千円	49,336,055千円
第1項 営 業 収 益	39,736,157千円	1,610,961千円	41,347,118千円
	支 出		
第1款 高速鉄道事業費	49,536,129千円	△2,112,351千円	47,423,778千円
第1項 営 業 費 用	45,077,429千円	△2,892,351千円	42,185,078千円
第2項 営 業 外 費 用	4,428,700千円	780,000千円	5,208,700千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「22,525,846千円」を「22,526,199千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
	収 入		
第1款 高 速 鉄 道 事 業 資 本 的 収 入	25,551,590千円	46,333千円	25,597,923千円
第1項 企 業 債	20,464,000千円	12,000千円	20,476,000千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	3,543,000千円	9,000千円	3,552,000千円
第3項 国 庫 補 助 金	7,000千円	12,000千円	19,000千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	1,236,180千円	13,333千円	1,249,513千円
	支 出		
第1款 高 速 鉄 道 事 業 資 本 的 支 出	48,077,436千円	46,686千円	48,124,122千円
第1項 建 設 改 良 費	18,275,899千円	46,686千円	18,322,585千円

(企業債)

第5条 予算第6条第2号の限度額を、次のとおり補正する。

(事 項)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
(2) 限 度 額	22,541,000千円	12,000千円	22,553,000千円
建設改良費充当企業債	14,164,000千円	12,000千円	14,176,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「3,511,893千円」を「3,525,226千円」に改める。

令和5年度横浜市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度横浜市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
収 入			
第1款 市民病院事業収益	32,048,812千円	400,000千円	32,448,812千円
第1項 医 業 収 益	29,545,367千円	400,000千円	29,945,367千円
第3款 みなと赤十字病院 事 業 収 益	2,037,937千円	217,000千円	2,254,937千円
第2項 医 業 外 収 益	1,896,655千円	217,000千円	2,113,655千円
合 計	43,227,393千円	617,000千円	43,844,393千円
支 出			
第1款 市民病院事業費用	33,407,067千円	400,000千円	33,807,067千円
第1項 医 業 費 用	31,651,350千円	400,000千円	32,051,350千円
第3款 みなと赤十字病院 事 業 費 用	1,532,680千円	217,000千円	1,749,680千円
第1項 医 業 費 用	999,725千円	217,000千円	1,216,725千円
合 計	44,380,348千円	617,000千円	44,997,348千円